

財務諸表等（民間会計基準準拠）

国際金融等勘定

1. 財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

本財務諸表は国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条に定める国際金融等業務にかかる財務諸表であります。

2. 監査証明について

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の国際金融等勘定財務諸表については、新日本監査法人の監査を受け、また、当事業年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の国際金融等勘定財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その監査報告書は財務諸表の直前に掲げております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

3. 連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

株式会社 日本政策金融公庫

総 裁 安 居 祥 策 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅原 和信



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也



当監査法人は、「財務諸表等（民間会計基準）」に掲げられている国際協力銀行における国際金融等勘定の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、国際金融等勘定貸借対照表、国際金融等勘定損益計算書、国際金融等勘定株主資本等変動計算書、国際金融等勘定キャッシュ・フロー計算書及び国際金融等勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行における国際金融等勘定の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に承継された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【国際金融等勘定貸借対照表】

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
	現 金 預 け 金	305,395	3.37	242,997
現預金	5		3	
預 け 金	305,389		242,993	
有 価 証 券	790	0.01	10,707	0.12
株式	12		12	
その他の証券	777		10,694	
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,7,9	6,662,680	73.62	6,810,466	75.23
証書貸付	6,662,680		6,810,466	
そ の 他 の 資 産	639,161	7.06	515,226	5.69
前払費用	221		139	
未収収益	64,113		53,245	
金融派生商品	553,945		458,049	
概算国庫納付金	20,661		3,503	
その他の資産	219		288	
有 形 固 定 資 産 11	18,041	0.20	17,872	0.20
建物	7,770		7,650	
土地	9,556		9,334	
リース資産	-		49	
建設仮勘定	22		123	
その他の有形固定資産	692		713	
無 形 固 定 資 産	2,642	0.03	3,094	0.03
ソフトウェア	1,907		2,883	
リース資産	-		1	
その他の無形固定資産	735		209	
債 券 繰 延 資 産	1,145	0.01	1,267	0.01
債券発行費	1,145		1,267	
支 払 承 諾 見 返	1,536,922	16.98	1,577,509	17.43
貸 倒 引 当 金	116,226	1.28	126,312	1.40
資 産 の 部 合 計	9,050,552	100.00	9,052,828	100.00

(負債及び純資産の部)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
	債 券 発 行 高 10	2,053,373	22.69	2,212,393
債券発行	2,053,373		2,212,393	
借 入 金	3,665,483	40.50	3,442,084	38.02
借入金	3,665,483		3,442,084	
そ の 他 の 負 債	42,797	0.47	44,992	0.49
未払費用	33,039		35,472	
前受収益	6,367		6,051	
金融派生商品	1,885		1,286	
リース負債	-		54	
その他の負債	1,504		2,127	
賞 与 引 当 金	641	0.01	635	0.01
退 職 給 付 引 当 金	10,673	0.12	10,626	0.12
支 払 承 諾	1,536,922	16.98	1,577,509	17.43
負 債 の 部 合 計	7,309,891	80.77	7,288,241	80.51
株 主 資 本	1,708,446	18.88	1,710,351	18.89
国際金融等勘定資本金	985,500		1,005,500	
利益剰余金	722,946		704,851	
その他利益剰余金	722,946		704,851	
国際金融等勘定準備金	780,375		809,205	
繰越利益剰余金	57,429		104,353	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	32,215	0.35	54,235	0.60
繰延ヘッジ損益	32,215		54,235	
純 資 産 の 部 合 計	1,740,661	19.23	1,764,586	19.49
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,050,552	100.00	9,052,828	100.00

【国際金融等勘定損益計算書】

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	351,719	100.00	123,854	100.00		
資金運用収益	340,867		120,386			
貸出金利	329,238		118,156			
預け金利	11,629		2,230			
役員取引等収益	10,597		3,224			
その他の役員収益	10,597		3,224			
その他の業務収益	113		165			
外国為替売買益	-		-			
金融派生商品収益	113		165			
その他の経常収益	140		78			
その他の経常収益	140		78			
経常費用	301,338	85.68	110,358	89.10		
資金調達費用	273,771		88,863			
債券利息	63,463		33,844			
借入金利息	64,297		25,623			
金利スワップ支払利息	146,010		29,395			
役員取引等費用	1,838		781			
その他の役員費用	1,838		781			
その他の業務費用	8,939		1,122			
外国為替売買損	8,103		734			
債券発行費償却	641		255			
金融派生商品費用	-		-			
その他の業務費用	194		132			
営業経常費用	16,789		9,502			
その他の経常費用	-		10,087			
貸倒引当金繰入額	-		10,086			
その他の経常費用	-		1			
経常利益	50,380	14.32	13,496	10.90		
特別利益	13,673	3.89	1,942	1.57		
固定資産処分益	8		8			
貸倒引当金戻入益	11,749		-			
償却債権取立益	1,915		1,934			
特別損失	118	0.03	4,703	3.80		
固定資産処分損	118		128			
債務履行引受契約関連損	-		4,575			
当期純利益	63,935	18.18	10,735	8.67		

【国際金融等勘定株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	985,500	745,236	51,086	694,149	1,679,649	1,122	1,122	1,678,527
事業年度中の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 準備金繰入	-	35,139	35,139	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	35,139	35,139	35,139	-	-	35,139
当期純利益	-	-	63,935	63,935	63,935	-	-	63,935
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	33,338	33,338	33,338
事業年度中の変動額合計	-	35,139	6,343	28,796	28,796	33,338	33,338	62,134
平成20年3月31日残高	985,500	780,375	57,429	722,946	1,708,446	32,215	32,215	1,740,661

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	985,500	780,375	57,429	722,946	1,708,446	32,215	32,215	1,740,661
事業年度中の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	20,000	-	-	-	20,000	-	-	20,000
国際金融等勘定 準備金繰入	-	28,830	28,830	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	28,830	28,830	28,830	-	-	28,830
当期純利益	-	-	10,735	10,735	10,735	-	-	10,735
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	22,019	22,019	22,019
事業年度中の変動額合計	20,000	28,830	46,924	18,094	1,905	22,019	22,019	23,925
平成20年9月30日残高	1,005,500	809,205	104,353	704,851	1,710,351	54,235	54,235	1,764,586

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。

【国際金融等勘定キャッシュ・フロー計算書】

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	
	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	63,935	10,735
減価償却費	1,356	741
貸倒引当金の増減()額	13,835	10,086
賞与引当金の増減()額	4	6
退職給付引当金の増減()額	642	47
資金運用収益	340,867	120,386
資金調達費用	273,771	88,863
有価証券関連損益()	13	1
為替差損益()	133	628
有形固定資産処分損益()	110	120
貸出金の純増()減	1,225,825	147,785
債券の純増減()	77,719	159,475
借入金の純増減()	714,540	223,399
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	35,466	5,648
資金運用による収入	353,333	131,004
資金調達による支出	281,881	86,853
その他	563,731	117,734
営業活動によるキャッシュ・フロー	117,430	53,438
. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	187	10,546
有価証券の売却等による収入	82	-
有形固定資産の取得による支出	417	375
無形固定資産の取得による支出	1,107	846
有形固定資産の売却による収入	12	128
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,618	11,639
. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資の受入れによる収入	-	20,000
国庫納付の支払額	35,681	11,672
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,681	8,327
. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額	80,129	56,749
. 現金及び現金同等物の期首残高	31,122	111,251
. 現金及び現金同等物の期末残高	111,251	54,501

【重要な会計方針】

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「其他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物: 38年~50年 動産: 2年~20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物: 38年~50年 その他: 2年~20年</p> <hr/> <hr/>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同 左</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法	債券発行費は、債券の償還期限までの期間にわたり定額法により償却しております。 なお、平成18年3月31日以前に発行した債券に係る債券発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)の経過措置に基づき3年間の均等償却を行っております。	同 左
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建て資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左
11. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左

【会計方針の変更】

<p style="text-align: center;">第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)</p>	<p style="text-align: center;">第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は 49 百万円、「無形固定資産」中のリース資産は 1 百万円、「その他負債」中のリース債務は 54 百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

<p style="text-align: center;">第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)</p>	<p style="text-align: center;">第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)</p>
<hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>	<p>国際協力銀行は、平成 20 年 10 月 1 日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に継承されております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 35,877 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 109,805 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 42,820 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 188,504 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 19 年度末時点で、</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 35,877 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 109,166 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 107,940 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 252,985 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 20 年度末時点で、</p>

第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
<p>パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、334,826百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、8,806百万円(うち繰延べ対象元本残高は5,220百万円)となっております。</p> <p>7.平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成20年3月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年3月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、4,922百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8.担保に供している資産はありません。</p> <p>9.当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,282,848百万円であります。</p> <p>10.下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>	<p>パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、329,555百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、74,571百万円(うち繰延べ対象元本残高は71,149百万円)となっております。</p> <p>7.平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成20年9月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、3,700百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9.当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,431,627百万円であります。</p> <p>10.下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>

第9期末
(平成20年3月31日)

銘柄	譲渡金額(百万円)
第7回国際協力銀行債券	60,000
第9回国際協力銀行債券	50,000
第11回国際協力銀行債券	50,000

- 11.有形固定資産の減価償却累計額
14,491百万円
- 12.利益剰余金について
当行は国際協力銀行法第44条により、国際金融等勘定については準備金を積み立てております。
- 13.概算国庫納付について
当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として20,661百万円を資産計上しております。

第10期末
(平成20年9月30日)

銘柄	譲渡金額(百万円)
第11回国際協力銀行債券	50,000

- 11.有形固定資産の減価償却累計額
14,459百万円
12. 同左
- 13.概算国庫納付について
当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として3,503百万円を資産計上しております。

(損益計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
—————	1. 第 9 回国際協力銀行債券を対象としたデット・アサンプション契約に関連して発生した損失であります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 20 年 3 月 31 日現在	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 20 年 9 月 30 日現在
現金預け金勘定 305,395 百万円	現金預け金勘定 242,997 百万円
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金 194,143 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金 188,495 百万円
<u>現金及び現金同等物 111,251 百万円</u>	<u>現金及び現金同等物 54,501 百万円</u>

(リース取引関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
_____	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 動産であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 372 百万円 その他 516 百万円 合計 888 百万円 減価償却累計額相当額 動産 206 百万円 その他 320 百万円 合計 527 百万円 期末残高相当額 動産 165 百万円 その他 195 百万円 合計 361 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 128 百万円 1 年超 237 百万円 合計 366 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利 息相当額 支払リース料 213 百万円 減価償却費相当額 204 百万円 支払利息相当額 7 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行 っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 442 百万円 無形固定資産 589 百万円 合計 1,032 百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 218 百万円 無形固定資産 342 百万円 合計 561 百万円 期末残高相当額 有形固定資産 224 百万円 無形固定資産 247 百万円 合計 471 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 120 百万円 1 年超 350 百万円 合計 471 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利 息相当額 支払リース料 109 百万円 減価償却費相当額 103 百万円 支払利息相当額 3 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	790
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	222
その他の非上場外国証券	554

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。

・ 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

		金額
満期保有目的の債券		-
	非上場外国債券	-
その他有価証券		10,707
	非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	12
	非上場外国株式	9,767
	その他の非上場国内証券	226
	その他の非上場外国証券	701

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

・ 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4) 上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額(平成20年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	24,138	730
通貨スワップ	36,129	7,845
先物外国為替予約	12	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		1,240
合計	60,280	7,335

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

・ 当事業年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. 取引の状況に関する事項

（1）金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

（2）取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

（3）金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

（4）上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	26,666	684
通貨スワップ	37,221	6,211
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットイングによる信用リスク削減効果		922
合計	63,903	5,973

（注）信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

（1）金利関連取引（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

（注）ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	14,803	14,982
年金資産 (B)	4,130	4,355
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	10,673	10,626
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	10,673	10,626
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	10,673	10,626

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	528	264
利息費用	289	147
期待運用収益	67	30
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	622	-
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	1,373	380

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

【附属明細表】

第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	建物				19,102	11,452	265	7,650	
	土地				9,334			9,334	
	リース資産				50	1	1	49	
	建設仮勘定				123			123	
	その他の有形固定資産				3,719	3,005	78	713	
	計				32,331	14,459	345	17,872	
無形固定資産	ソフトウェア				5,301	2,418	395	2,883	
	リース資産				2	0	0	1	
	その他の無形固定資産				274	64	0	209	
	計				5,578	2,483	396	3,094	
繰延資産	債券発行費	2,290	377	485	2,181	914	255	1,267	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証付 日本輸出入銀行 第40次債券	平成9年6月	百万円 48,230 (EUR304,898千)	百万円 - -	% 5.750	一般担保	平成20年6月	
政府保証付 国際協力銀行 第1、6～17次債券	平成11年11月～ 平成20年6月	975,428 (USD 6,892,104千) (EUR 1,750,000千) (THB 3,000,000千)	1,062,662 (USD 8,386,091千) (EUR 1,250,000千) (THB 3,000,000千)	3.375～ 7.000	一般担保	平成21年11月～ 平成28年3月	
国際協力銀行債券 第2、4、6、8～10、 12～31回債券	平成13年10月～ 平成20年6月	1,029,715 (JPY 1,029,715百万)	1,149,730 (JPY 1,149,730百万) [99,997]	0.540～ 2.090	一般担保	平成20年12月～ 平成37年12月	
合計		2,053,373	2,212,393				

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 2. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
99,997	317,782	253,423	227,603	439,300

4. 債券の信託型デット・アサンプション(債務履行引受契約)に係る偶発債務
 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しています。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去していますが、同債券の債権者に対する債券償還義務は債券償還時まで存続します。

銘柄	譲渡金額(百万円)
第11回国際協力銀行債券	50,000

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	3,665,483	3,442,084	1.39		
財政融資資金借入金	3,649,403	3,432,488	1.39	平成20年12月～	
旧簡易生命保険資金借入金	16,080	9,596	2.07	平成30年6月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	13	-	-	
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	40	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,066,204	296,996	427,834	482,756	222,037

4. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
一般貸倒引当金	15,041	21,070		15,041	21,070	
個別貸倒引当金	90,290	3			90,293	
うち非居住者向け債権	90,290	3			90,293	
特定海外債権引当勘定	10,894	14,948		10,894	14,948	
賞与引当金	641	635	641		635	
計	116,867	36,658	641	25,935	126,948	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

第10期末(平成20年9月30日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 54,497 百万円及び他の銀行への預け金 188,495 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 51,911 百万円その他であります。

その他の資産 未収金 0 百万円その他であります。

負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 9,397 百万円、未払債券利息 25,788 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 1,991 百万円その他であります。

(3) その他

該当事項なし